

福岡県公報

平成26年2月7日
第3570号

目次

告示 (第75号 - 第96号)

○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8

公告

○公共測量の中止	(県土整備総務課)	9
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための 事前届出	(漁業管理課)	9
○一般競争入札の実施	(アジア文化交流センター)	9
○管理美容師資格認定講習会の指定	(保健衛生課)	11
○管理美容師資格認定講習会の指定	(保健衛生課)	12
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	12
○競争入札参加者の資格等	(建築指導課)	13
○一般競争入札の実施	(建築指導課)	14
○一般競争入札の実施	(企画交通課)	14

人事委員会

○福岡県 (警察官A (男性)・警察官A (女性)・警察官A (武道指 導)・警察官B (男性)・警察官B (女性)・警察官C) 採用試験 の施行	(人事委員会事務局任用課)	20
---	---------------	----

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	26
------------------	--------------	----

告示

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
 福岡県 印刷 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

福岡県告示第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成26年2月12日から同月26日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
中間都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
中間市大字中底井野の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
中間市建設産業部都市計画課

福岡県告示第76号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 相島
- 2 区域の所在地 糟屋郡新宮町大字相島字家ノ上、字堂ノ上、字井ノ上、字北方、字中村
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から20号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と20号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
糟屋郡新宮町大字相島字家ノ上	1450番1	1号
〃	1476番	2号
〃	1478番	3号
〃	1491番	4号及び6号
〃	1490番	5号
〃	1485番1	7号
〃	1489番	8号
〃	1488番	9号
〃	1467番2	17号
〃	1441番3	19号
〃	1441番2	20号
糟屋郡新宮町大字相島字堂ノ上	803番	10号
糟屋郡新宮町大字相島字井ノ上	784番	11号
糟屋郡新宮町大字相島字北方	1560番地先道路敷	12号及び13号
〃	1549番1地先道路敷	14号
〃	1547番	15号
〃	1526番	16号
糟屋郡新宮町大字相島字中村	1412番	18号

福岡県告示第77号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡川崎町大字安真木字尾ノ鼻6951、6966の1、字徳用6960、6967、6971
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字徳用6960・6967・6971・字尾ノ鼻6951・6966の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第78号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木星丸字榎谷71、73、74、76・81（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字能勝多119の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第79号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字合馬字屋敷1922（次の図に示す部分に限る。）、字出口1926（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第80号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字井手浦字大辰944・947・952（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第81号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市吉井町富永字妙見2508の9（次の図に示す部分に限る。）、字鶴懸2509の4・2509の19・2509の24・2509の32・2509の35・2509の36・2509の43・2509の44（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第82号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木大山字板井平192の1、192の2、193、194、198の1、198の2、199

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第83号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
久留米市山本町豊田字東山2110の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第84号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字赤岩544の1（次の図に示す部分に限る。）、字大平619の1（次の図に示す部分に限る。）、字竹ノ畑662の1（次の図に示す部分に限る。）、字路木811の2（次の図に示す部分に限る。）、字榎谷863

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第85号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川喜多良字赤松谷352の3、358の2、字飯森岳370の2、371の21

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤松谷352の3・358の2・字飯森岳370の2・371の21（以上4筆について次

の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第86号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年7月2日農林水産省告示第1120号(1に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第87号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和46年3月15日農林省告示第439号(1、2、4及び5に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第88号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年6月20日農林水産省告示第980号(1、2、4、5及び6に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第89号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月12日農林水産省告示第1418号（1、2及び6に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第90号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和42年6月26日農林省告示第922号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第91号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和42年6月24日農林省告示第917号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第92号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和42年6月24日農林省告示第918号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第93号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和42年12月28日農林省告示第1977号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月7日

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	福岡県知事 区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県道	佐 賀 八 女 線	前	筑後市大字蔵数1063番1 先から 筑後市大字蔵数1073番12 先まで	10.5 ～ 10.5	32.0
			後	筑後市大字蔵数1063番1 先から 筑後市大字蔵数1073番12 先まで	10.5 ～ 11.7	32.0

福岡県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	田 川 直 方 線	前	直方市大字頓野2778番1 先から 直方市大字頓野2788番1 先まで	21.0 ～ 28.0	105.8
			後	直方市大字頓野2778番1 先から 直方市大字頓野2788番1 先まで	20.4 ～ 22.0	105.8

福岡県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	水 田 大 川 線	前	筑後市大字水田422番先 から 筑後市大字古島372番先 まで	11.2 ～ 24.0	730.0
			後	筑後市大字水田422番先 から 筑後市大字古島372番 1 先まで	11.2 ～ 31.5	730.0

公 告

公告

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から公共測量の実施（平成25年12月福岡県告示第1848号）により公示した公共測量について、当該公共測量を中止する旨の通知があったので、公示する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

公告

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成26年2月7日から同年2月21日までの間縦覧に供する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
柳川市七ツ家 柳川市久々原786-3 柳川市七ツ家1509-10	梅崎 信幸 太田 幸吉 高田 敏征	久間田	柳川漁業協同組合

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月7日

分任契約担当役

独立行政法人国立文化財機構

九州国立博物館 館長 三輪嘉六

福岡県立アジア文化交流センター

所長 西村栄造

◎ 調達機関番号 609 ◎所在地番号 40

○第1号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 75

(2) 購入等件名及び数量 九州国立博物館清掃業務 一式

(3) 調達件名の仕様等 入札説明書による。

(4) 履行期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日

(5) 履行場所 九州国立博物館

(6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成25年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (2) 独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則（平成19年国立文化財機構細則第19号）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (3) 「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者及び「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
- (4) 平成23年度から平成25年度までの間に、請負者の責に帰す事由による契約不履行等の事実がない者であること。
- (5) 平成23年度から平成25年度までの間に、公共機関等において、取引停止・指名停止等の処分を受けた事実がない者であること。
- (6) 平成21年度から平成25年度までの間に、建物清掃業務において、一契約につき21,675.8㎡以上の施設を12か月以上継続して実施したことがある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
ア 〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4丁目7番2号 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課財務係 井上裕介
電話 092-918-2808
イ 〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4丁目7番2号 福岡県立アジア文化交流センター広報課 澤野真由美
電話 092-929-3272
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。
- (3) 入札書の受領期限
平成26年3月10日17時00分
- (4) 開札の日時及び場所
平成26年3月19日14時00分 九州国立博物館第二会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
見積金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の税込金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、証書を提出する場合又は過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体若しくは国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合又は過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体若しくは国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した特定役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札、その他入札説明書に記載する入札の条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書の作成を要する
- (7) 契約条件
 契約書に定めるもののほか、落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (8) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。
- (9) 手続における交渉はない
- (10) その他詳細は、入札説明書による。
- (11) 入札結果の開示
 この入札の結果については、入札参加者又は第三者が請求を行った場合は、落札者との契約の締結後、その求めに応じて開示を行うこととする。
- 5 Summary
- (1) Contracting Entity : MIWA Karoku, Director, Kyushu National Museum, NISHIMURA Eizo, Head officer, Fukuoka prefectural Asian Cultural Exchange Center
- (2) Classification of the products to be procured : 75
- (3) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning service for buildings in Kyushu National Museum
- (4) Delivery period : From 1, April, 2014 through 31, March, 2016
- (5) Delivery place : Kyushu National Museum
- (6) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
- A have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2013 in the Kyushu・Okinawa area in offer of services for participating in tenders by Single

- qualification for every ministry and agency,
- B not come under Article 4 and 5 of the detail rules for contract in the Independent Administrative Institution National Institutes for Cultural Heritage,
- C not come under the Corporate Rehabilitation Law (No. 154, law in 2002) or the Civil Rehabilitation Law (No. 225, law in 1999). Furthermore, those who have petitioned for corporate reorganization proceedings based on the Corporate Rehabilitation Law or have petitioned for commencement of rehabilitation proceedings based on the Civil Rehabilitation Law should be those who are eligible for re-certified of tendering qualification after the decision of starting procedures.
- D not have facts, such as nonfulfillment of a contract for the reason for which it imputes responsibility to a contractor, between the fiscal year 2011 from the fiscal year 2013.
- E not have facts of having received disposal of suspension-of-business / nomination stop etc. in the public institution etc. between the fiscal year 2011 and the fiscal year 2013.
- F continue 12 months or more and have carried out the institution more than 21,675.8m²per one contract in building cleaning business between fiscal 2009 and fiscal 2013.
- (7) Time limit of tender : 5 : 00 PM 10, March, 2014
- (8) Contact point for the notice : INOUE Yusuke, Chief Finance Officer, Kyushu National Museum, 4-7-2, Ishizaka, Dazaifu-shi, Fukuoka 818-0118 Japan, TEL 092-918-2808, SAWANO Mayumi, Senior Staff, 4-7-2, Ishizaka, Dazaifu-shi, Fukuoka 818-0118 Japan, TEL 092-929-3272

公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

4 講習会の日程

次の日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成26年	6月16日（月）、6月23日（月）、6月30日（月）
第2回	平成26年	8月18日（月）、8月25日（月）、9月1日（月）

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人数

第1回、第2回いずれも20名

7 受講料

18,000円

公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

4 講習会の日程

次の日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成26年	6月16日（月）、6月23日（月）、6月30日（月）
第2回	平成26年	8月18日（月）、8月25日（月）、9月1日（月）

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人数

第1回180名、第2回140名

7 受講料

18,000円

公告

三井郡床島堰土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
関 富士男	久留米市宮ノ陣町若松1642番地3

公告

安武土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
野口 富治	久留米市安武町安武本581番地1

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする特定役務の種類

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事

2 競争入札の参加者の資格

次の(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（平成25年5月1日から平成26年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録され、かつ、平成26年度の「一般競争入札（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」を提出している者は、この資格審査の申請をする必要がない。）

(1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込み受付期限日まで随時受け付ける。

なお、それ以降も入札書提出の前日まで随時受け付けるが、申請の日時によっては、開札時までには審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

(3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

- ア 平成25年度の「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）」
- イ 平成23年10月1日から平成24年9月30日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ウ 平成26年度の「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）」
- エ 平成24年10月1日から平成25年9月30日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 提出書類の販売場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）

(5) 提出書類の作成に使用する言語等

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(6) その他

申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

4 資格審査申請に対する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告します。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

土木一式工事

1 工事名

伊良原ダム建設工事

2 施工場所

福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原

3 予定工期

平成26年度から平成29年度まで

4 工事概要

重力式コンクリートダム

堤高：81.3m

堤頂長：295.0m

5 入札を行う時期

平成26年度 第1・四半期

6 工事の概要に関する問合せ先

福岡県土整備部企画交通課技術調査室契約班

電話 092-643-3522

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 工事名

伊良原ダム建設工事

2 工事場所

福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原

3 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。

(2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。

(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県県土整備部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

(4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

なお、詳細は特記仕様書による。

(5) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

4 工事概要

重力式コンクリートダム

堤高 81.3m

堤頂長 295.0m

堤体積 約430,000m³

5 使用する主要な資機材

火薬 約140 t

セメント 約78,000 t

鉄筋 約1,000 t

6 工期

平成26年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日から平成30年3月15日（木曜日）まで

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県土整備部企画交通課技術調査室契約班（県庁行政棟6階北棟）

電話番号 092-643-3522

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

土木一式工事について、福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年8月福岡県告示第1397号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

(1) 構成員を3者とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、全ての構成員が9を満たすこと。

(2) 共同企業体の全ての構成員に対する参加条件

平成26年2月24日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。

オ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

カ 各構成員は本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができない。

キ 構成員の出資比率が20%以上であること。

(3) 共同企業体の代表構成員に対する参加条件

平成26年2月24日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 平成23年10月1日から平成24年9月30日までを審査基準日とする、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）における土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,200点以上であること。

イ 平成10年度以降に、元請として完成した次の(ア)及び(イ)を満たす工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有すること。ただし、次の(ア)及び(イ)は同一工事でなくてもよい。

(ア) 単体又は共同企業体の代表構成員として施工した堤高30m以上のコンクリートダム本体工事（砂防堰堤を除く。）

(イ) RCD工法による堤高50m以上のコンクリートダム本体工事（砂防堰堤を除く。）

ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成26年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記

仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成10年度以降に、元請として完成したRCD工法によるコンクリートダム本体工事（砂防堰堤を除く。）に技術者（監理技術者又は主任技術者）として従事した経験を有すること。

(イ) ダム工事総括管理技術者の資格を有すること。

エ 出資比率が最大であること。

(4) 共同企業体の他の構成員Aに対する参加条件

平成26年2月24日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 平成23年10月1日から平成24年9月30日までを審査基準日とする、総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,100点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,100点以上であること。

イ 平成10年度以降に、元請として完成した堤高40m以上のコンクリートダム本体工事（砂防堰堤を除く。）の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成26年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成10年度以降に、元請として完成したコンクリートダム本体工事（砂防堰堤を除く。）に技術者（監理技術者、主任技術者又は現場代理人）として従事した経験を有すること。

(イ) ダム工事総括管理技術者、小規模ダム工事総括管理技術者又は技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門とするものに限る。））の資格を有すること。

(5) 共同企業体の他の構成員Bに対する参加条件

平成26年2月24日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 平成23年10月1日から平成24年9月30日までを審査基準日とする、総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,000点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,000点以上であること。

イ 平成10年度以降に、元請として完成した河川構造物工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成26年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成10年度以降に、元請として完成した工事に技術者（監理技術者、主任技術者又は現場代理人）として従事した経験を有すること。

(イ) 次のいずれかの資格等を有すること。

a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士

b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。））、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。））

c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

(注1) 上記(3)ウ(ア)の技術者の従事経験は、RCD工法によるコンクリート打設期間の合計が1年未満の工事にあつては打設期間の半分未満の従事期間、RCD工法によるコンクリート打設期間の合計が1年以上の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

(注2) 上記(4)ウ(ア)の技術者の従事経験は、コンクリート打設期間の合計が1年未満の工事にあつては打設期間の半分未満の従事期間、コンクリート打設期間の合

計が1年以上の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

(注3) 上記(5)ウ(ア)の技術者の従事経験は、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び配点」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者（共同企業体のことをいう。）全てに標準点（100点）を与え、さらに上記(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点 = 標準点（100点） + 加算点（0～30点）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

(4) 技術提案のヒアリング

技術提案に関するヒアリングを実施する。

なお、詳細は入札説明書による。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

平成26年2月7日（金曜日）から平成26年4月1日（火曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 場所

8に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8に請求すること。

13 契約条項を示す場所

8に同じ

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

平成26年2月10日（月曜日）から平成26年2月24日（月曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前8時30分から午後4時30分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8の場所に上記の期間の毎日（県の休日を除く。）、午前8時30分から午後4時30分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8の場所に、平成26年2月10日（月曜日）から平成26年2月24日（月曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前8時30分から午後4時30分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

平成26年4月15日（火曜日）午前8時30分から平成26年4月21日（月曜日）午前9時30分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は平成26年4月15日（火曜日）午前8時30分から平成26年4月21日（月曜日）午前9時30分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、平成26年4月15日（火曜日）午前8時30分から平成26年4月18日（金曜日）午後4時30分までに提出すること。

(2) 提出場所

8に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書（明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という。）の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

8に同じ

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく）、必要事項を確認できない入札

(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(7) 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

(10) 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札

(11) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札

- (12) 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札
- (13) 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

ウ 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。

カ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)ウにより落札者が決定した場合

平成26年4月21日（月曜日）

(イ) 上記(1)オ又は(1)カの方法で、落札者を決定した場合

平成26年5月中旬頃（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

- (1) 入札参加申込時において、土木一式工事について、平成25年5月1日から平成26年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参

加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が平成26年2月25日（火曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評価値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内（県庁行政棟7階北棟）

イ 申請書の価格

450円（平成26年2月7日現在。消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第4項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第34条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第34条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。

(3) 契約書第47条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。

(4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表構成員は10(3)ウの入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

(1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細は、入札説明書による。

(5) 契約書の作成を要する。

(6) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第47条の3第1項各号に該当しないこと、これに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

(1) Subject matter of contract:

Construction of the Irahara Dam.

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualifications: 4:30 P.M. on 24 February 2014.

(3) Deadline for the submission of tenders via electronic bidding system: 9:30 A.M. on 21 April 2014.

(Must be received by 9:30 A.M. on 21 April 2014 if submitted in person, or by 4:30 P.M. on 18 April 2014 by post).

(4) Contact:

Technical Survey and Inspection Division

Projects and Traffic Planning Division

Department of Prefectural Land Development

Fukuoka Prefectural Government

7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, Japan 812-8577

TEL 092-643-3522

(Please contact the above department to request a copy of the tender document)

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（女性）・警察官C）採用試験を別表のとおり施行する。

平成26年2月7日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

平成26年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他
			発表日	発表の方法									
第162回	警察官C 経済学(英語) 語学(韓国・朝鮮語) 情報工学	次のいずれにも該当する者 ①昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者又は平成5年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業若しくは大学を平成27年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、一定の専門的な資格又は実務経験を有する者	第1次	5月4日	教養試験 専門試験 論文試験	福岡市	第1次	福岡県警察本部に掲示する。 合格者には書面で通知する。	平成26年4月1日から平成26年4月21日まで なお、郵送による申込みは、平成26年4月21日までの消印のあるものに限る。	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課		これらの試験の問い合わせは、福岡県警察本部警務課に行うこと。 各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
				5月6日	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市							
			第2次	6月7日	専門試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬					

第 163 回	警察官 A (男性)	昭和59年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を平成27年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月11日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6日 5月6日 5月6日 5月6日 5月6日 5月6日	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市		
			第2次	6月7日 6月7日 6月7日 6月7日 6月7日 6月7日	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
	警察官 A (女性)	昭和59年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を平成27年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月11日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6日 5月6日 5月6日 5月6日 5月6日 5月6日	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市		
			第2次	6月7日 6月7日 6月7日 6月7日 6月7日 6月7日	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①昭和59年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を平成27年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	5月11日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬	
			5月6日 5月6日 5月6日 5月6日 5月6日 5月6日	実技試験 人物試験 身体測定 体力検査	福岡市			
		第2次	6月7日 6月7日 6月7日 6月7日 6月7日 6月7日	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市			最終

平成26年4月1日から平成26年4月21日まで

なお、郵送による申込みは、平成26年4月21日までの消印のあるものに限る。

特例
第1志望又は第2志望として次の都府県を選択することを認める。
。千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府

第 回	警察官B (男性)	昭和59年4月2日から平成 9年4月1日までに生まれ た男性 ただし、大学の卒業者又は 大学を平成27年3月までに 卒業見込みの者を除く。	第1次	9 月 21 日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10 月 下旬
				10 10 月 月 上 中 旬 旬 }	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市		
	第2次		11 11 月 月 上 下 旬 旬 }	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12 月 下旬	
第 回	警察官B (女性)	昭和59年4月2日から平成 9年4月1日までに生まれ た女性 ただし、大学の卒業者又は 大学を平成27年3月までに 卒業見込みの者を除く。	第1次	9 月 21 日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10 月 下旬
				10 10 月 月 上 中 旬 旬 }	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市		
	第2次		11 11 月 月 上 下 旬 旬 }	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12 月 下旬	

特例
第1志望又は第2志望として次の都府県を選択することを認める。
。千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府

- (注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。
- (注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校及びその他人事委員会が認めるものをいう。
- (注3) 第1次試験における「人物試験」、「身体測定」及び「体力検査」は、警察官A（武道指導）及び警察官Cを除き、教養試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。
- (注4) 第1次試験における「論文試験」及び「作文試験」は、第2次試験で判定する。
- (注5) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。
- (注6) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内		高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	全日本選抜柔道体重別選手権大会	個人・出場		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	個人・出場		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権大会	個人・8位以内			
	全日本学生柔道体重別団体優勝大会	団体・16位以内			
	柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内			
	学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内			

(注7) 上表中「一定の専門的な資格又は実務経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

試験区分		資格	実務経験
経済		<ul style="list-style-type: none"> 簿記検定（日商）2級以上 簿記能力検定（全経）1級以上 簿記実務検定（全商）1級 のいずれかの資格を有する者	経理事務に専任として従事した経験を3年以上有する者
語学	英語	<ul style="list-style-type: none"> 通訳案内士（旧通訳案内業）試験合格 実用英語技能検定（英検）1級 国際連合公用語英語検定（国連英検）A級 TOEIC810点以上 TOEFL92点（インターネット版）以上相当 のいずれかの資格を有する者	各言語を第1公用語とする国における留学若しくは勤務経験を1年以上有する者 又は 各言語に係る通訳・翻訳業務若しくは語学指導業務の経験を3年以上有する者 注1 留学、勤務の形態は問いません。 注2 語学指導とは、中学、高校、大学のほか専門学校等において、専ら語学の指導に従事すること。
	韓国・朝鮮語	<ul style="list-style-type: none"> 通訳案内士（旧通訳案内業）試験合格 ハングル能力検定2級以上 韓国語能力試験5級以上 のいずれかの資格を有する者	
情報工学		基本情報技術者（旧第Ⅱ種情報処理技術者）以上の資格を有する者 ※以上の資格とは、次のとおりです。 応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、情報セキュリティスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者	情報システムの開発、保守又は運用業務経験を3年以上有する者

監査委員

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査結果の報告（平成25年11月11日25監総第573号）に基づき、企業管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年2月7日

福岡県監査委員 小 申 正 伸
 同 伊 藤 龍 峰
 同 行 正 晴 實
 同 田 中 正 勝

25福企管第582号
平成25年12月2日

福岡県監査委員 小 串 正 殿
同 伊 藤 龍 殿
同 行 正 晴 殿
同 田 中 正 勝 殿

企業管理者 佐藤 清治

監査の結果に係る措置について（通知）

平成25年11月11日25監総第573号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
企業局	工事請負契約において、一部で適正でないものが見受けられた。	複数職員で連携を図り、契約変更時の確認を十分に行うことで、再発防止に努める。